

たちかわ創生総合戦略 事業実施結果シート

整理番号	21	戦略番号	4	戦略の方向番号	(1)	事業名	地域福祉推進事業				
対応する戦略名			4. 交流と連携を広げ、安全・安心で暮らしやすいまちをつくる								
対応する戦略の方向			(1)地域とのつながりが希薄化しているため、孤立化防止のための見守り活動やネットワークづくりのさらなる推進を図るとともに、市民力・地域力を最大限に生かし、地域における交流の場や活躍の場づくりなど、立川に暮らす若者や学生、市外からの転入者等がひとやまちとつながるきっかけづくりを進めます。								
事業概要			地域福祉コーディネーターを全福祉圏域に配置し、地域のネットワークづくりを推進することで、地域の課題解決を進めます。								
事業実施状況			地域福祉コーディネーターの活動により、地域福祉ネットワークの形成、地域住民の孤立の防止、地域団体・関係機関との連携・協働事業の実施、地域防災・防犯活動への住民参加の促進とネットワークづくりなどを進めた。								
地方創生の観点から事業実施により得られた効果※			「たちかわ創生総合戦略」における本事業の重要業績評価指標(KPI)								
			指標名			支えあいサロン登録数					
			単位	戦略策定時の値 (25年度)	27年度実績	28年度実績	29年度実績	30年度実績	31年度目標値		
			箇所	116	149	179	-	-	190		
			①支えあいサロンが順調に増えることにより、住民同士のネットワークが広がるとともに、近所で気軽に集う機会が増え、孤立防止につながっている。 ②多世代交流の場づくりも徐々に進み、若者や学生も地域とつながる機会が増えている。 ③地域福祉コーディネーターが防災課や関係機関と連携し、自治会等の防災活動を支援することにより、住民の防災意識の向上が図られている。								
上記効果に対し、地方創生の観点からの課題及び平成29年度の事業展開			課題	支援が必要であっても自ら声をあげない住民への見守りのあり方や、対象に偏りがなく、多様な住民が交流できる場づくりを意識していくことが求められる。							
			平成29年度の事業展開	地域資源の掘り起こしや、地域福祉ネットワークの拡大を図るとともに、多世代が集えるような場づくり支援を行う。							

立川市社会福祉協議会

地域福祉コーディネーター

住民のみなさんと一緒に地域福祉活動をすすめる
社会福祉協議会の職員です。

立川市と社会福祉協議会が協働し、
市内6カ所の福祉圏域に1名ずつ配置されています。

「孤立のないまち」

「住民が心配ごとの解決に参加できるまち」
をめざして活動をすすめます。

例えば こんな時 お声かけください

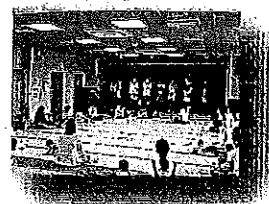
『子育てママ同士集まれる場所があったらいいな』

『歩いて行けるところで体操がしたい』



…>グループを紹介します

新しいグループを立ち上げる応援もします



『ちょっとした時間を使ってボランティアしたい』

…>お手伝いを必要としている人や活動をご紹介します

『不安なことがあるけれど誰に相談したらいいのかわからない』

…>必要なサービスや機関を一緒に探します

などなど お気軽にお寄せください

●連絡先●

立川市社会福祉協議会 地域づくり係

TEL 042-540-0200

FAX 042-529-8714

メール chiikizukuri@tachikawa-shakyo.jp

所在地 立川市富士見町2-36-47

※各町の地域福祉コーディネーター連絡先は裏面です。

○●各町の地域福祉コーディネーター連絡先●○

●富士見町・柴崎町

川村まな美・早川郁子

TEL:042-540-0205 FAX:042-529-8714

メール:dai1chiku@tachikawa-shakyo.jp

所在地:富士見町2-36-47 南部西ふじみ地域包括支援センター内

●錦町・羽衣町

早川郁子・川村まな美

TEL:042-519-3001 FAX:042-519-3003

メール:dainichiku@soleil.ocn.ne.jp

所在地:羽衣町1-12-18 南部東はごろも地域包括支援センター

●曙町・高松町・緑町

岡部由美・柳澤実

TEL:042-540-0210 FAX:042-529-8714

メール:dai3chiku@tachikawa-shakyo.jp

所在地:高松町2-27-27 中部たかまつ地域包括支援センター内

●栄町・若葉町

柳澤実・岡部由美

TEL:042-537-7147 FAX:042-537-7157

メール:sakaewakaba@room.ocn.ne.jp

所在地:若葉町3-45-2 北部東わかば地域包括支援センター内

●砂川町・柏町・幸町・泉町

安藤徹・進藤祐貴子

TEL:042-534-9616 FAX:042-534-9617

メール:dai5chiku@sweet.ocn.ne.jp

所在地:幸町4-14-1 北部中さいわい地域包括支援センター内

●上砂町・一番町・西砂町

進藤祐貴子・安藤徹

TEL:042-534-9501 FAX:042-534-9502

メール:dai6chiku@sweet.ocn.ne.jp

所在地:上砂町5-76-4 北部西かみすな地域包括支援センター内

◎地域福祉コーディネーター全般に関するお問合せは

立川市社会福祉協議会 地域づくり係まで

TEL:042-540-0200 FAX:042-529-8714

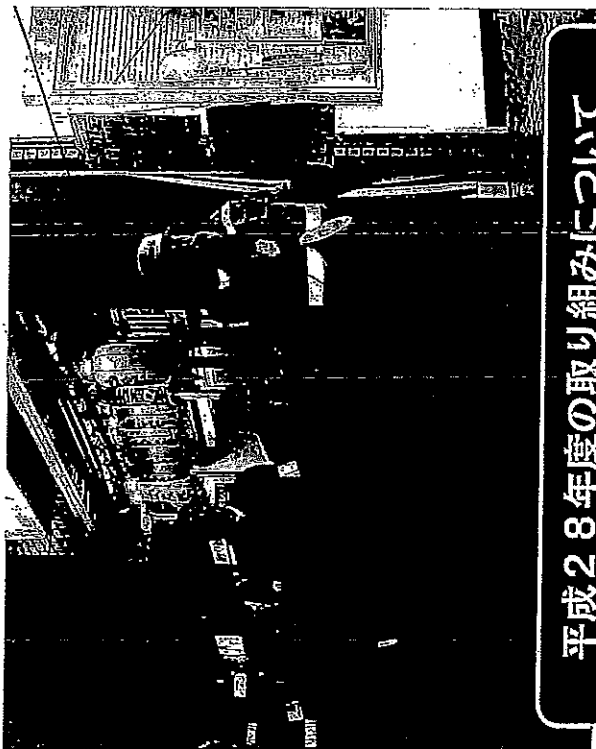
メール:chiikizukuri@tachikawa-shakyo.jp



たちかわ創生総合戦略 事業実施結果シート

整理番号	22	戦略番号	4	戦略の方向番号	(2)	事業名	立川駅周辺の安全・安心推進事業				
対応する戦略名		4. 交流と連携を広げ、安全・安心で暮らしやすいまちをつくる									
対応する戦略の方向		(2) 地域や警察等の関係機関と連携し、立川駅周辺地域における市民や来街者の体感治安の向上を図るとともに、防災対策の推進など市民生活の一層の安全・安心の実現に努めます。									
事業概要		立川駅周辺地域の安全・安心なまちづくりを目指し、南口地域安全ステーションを拠点として、地域や警察等と連携した取り組みにより体感治安の向上を図ります。									
事業実施状況		指導員(警察OBの嘱託職員)等の安全安心パトロール、市管理職職員・市民指導員等のパトロール活動、駅周辺迷惑行為抑止の指導啓発活動を行った。 平成28年度からは、指導員・指導補助員を増員し、パトロール活動に従事した。また、周知のためのキャンペーンや店舗への訪問も実施した。									
地方創生の観点から事業実施により得られた効果※		「たちかわ創生総合戦略」における本事業の重要業績評価指標(KPI)									
		指標名		立川駅周辺地域で治安が維持されていると感じている市民の割合							
		単位	戦略策定時の値 (25年度)	27年度実績	28年度実績	29年度実績	30年度実績	31年度目標値			
		%	72.9	72.6	75.8 (速報値)	-	-	75.0			
		立川駅周辺の犯罪認知件数は減少傾向にある。多摩地域随一の繁華街である立川駅周辺は市民だけでなく多くの来街者が利用する。立川駅周辺において、パトロール活動をはじめとした各種防犯活動を実施することで市民や来街者の体感治安が向上し、安心して立川駅周辺を訪れてもらえる。									
上記効果に対し、地方創生の観点からの課題及び平成29年度の事業展開		課題	立川駅周辺については各種防犯活動の結果、一定の成果があると評価されているが、依然として迷惑行為は行われており、実態に合った規制強化等、さらなる体感治安の向上に努めるよう求められている。								
		平成29年度の事業展開	駅周辺の体感治安向上のためには、行政、関係機関、地域団体等が連携し、継続的にパトロール活動を実施する必要がある。								

安全・安心のためのまちづくり



平成28年度の取り組みについて

— 立川駅周辺安全・安心まちづくり協議会 —



今年度のこれまでの取り組み

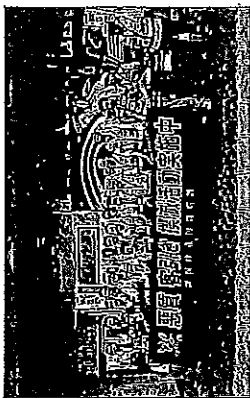
★立川駅周辺における路上迷惑行為対策の実施

市では、地域と連携を図りながら、駅周辺で客引き行為等の迷惑行為が多く見受けられる地区において、重点的にパトロールを実施しています。パトロール中に、路上での客引き行為等の迷惑行為を確認した場合は行為者に対し、注意指導を行っています。



★「客引き・スカウト防止キャンペーン」の実施 (7月14日)

JR立川駅コンコース内において、客引き行為等防止市民指導員、立川警察署、本市で「客引き・スカウト防止キャンペーン」を実施しました。来街者や市民に対し、啓発品を配布し、「客引き・スカウトに合わない、ついていけない。」ということを知ってもらいました。

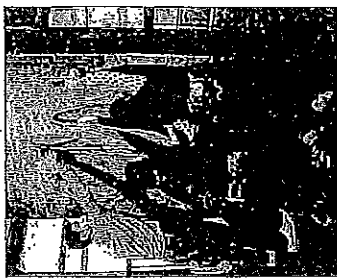


★落書き消去活動の実施 (10月15日)

立川駅周辺において、街の景観を著しく損なう落書きは減少していますが、完全になくなった訳ではありません。

今回は協議会の有志のみならず立川警察署生活安全課少年隊、市内小学校に通う児童達の協力をいただき、落書き消去活動を実施しました。

また落書き消去活動の後、周辺の清掃活動も併せて実施しました。



★違反広告物設置行為対策の実施 (10月24日)

立川駅周辺において、道路上に出てくる、はみ出し看板・のぼり旗等の違反広告物に対し注意喚起を実施しました。道路上に設置された看板等は交通の妨げになり、事故の要因になることから、立川駅周辺を立川警察署交通課、市職員が巡回し、違反広告物を設置している店舗責任者に対し、道路上に看板等の違反広告物を設置しないように指導し、撤去させました。

また、責任者不在の店舗には、警告書を貼付するなどして、違反広告物を設置しないように注意喚起を行いました。



☆立川駅周辺安全・安心まちづくり協議会幹事会開催（11月14日）

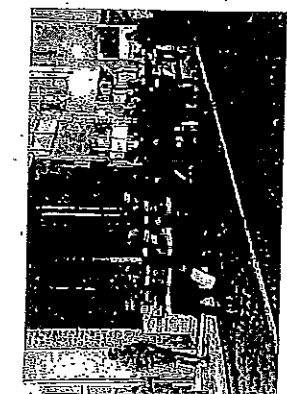
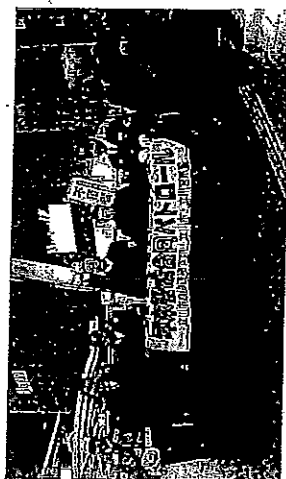
今年度の中間検証にあたり、幹事会を開催いたしました。
これまでの活動報告とともに、駅周辺の現在の情勢、道路上における迷惑行為等について協議いたしました。

☆マナーアップキャンペーンの実施（12月15日）

忘年会シーズン中は、道路上での迷惑行為が、多く予想されるため、「往來の妨げになるような迷惑行為をしない」という観点から、スカウト行為、密引き行為の防止を呼び掛けるとともに、来街者、市民に対しても注意喚起を呼びかけました。

☆本年末警戒合同パトロールの実施（12月15日）

市内のパトロールとしては、最大規模となる年末警戒合同パトロールが、立川駅周辺において実施されました。
防犯マイク広報を先頭に、安全安心を呼びかけながら、地域の皆さまが主体となり、立川駅北口地区・南口地区合わせて、総勢約100名の方が参加をしました。



☆合同パトロールの実施（第1回目）（1月27日）

当協議会主催の合同パトロールを3か月連続で実施いたします。
今回は第1回目として、立川駅南口から立川駅北口に向かい、駅周辺の重点地区に対するパトロールを実施しました。

今年度のこれからの取り組み

- ▽2月24日（金） 20時～
駅周辺 南北合同パトロール（第2回目）
- ▽3月24日（金） 20時～
駅周辺 南北合同パトロール（第3回目）

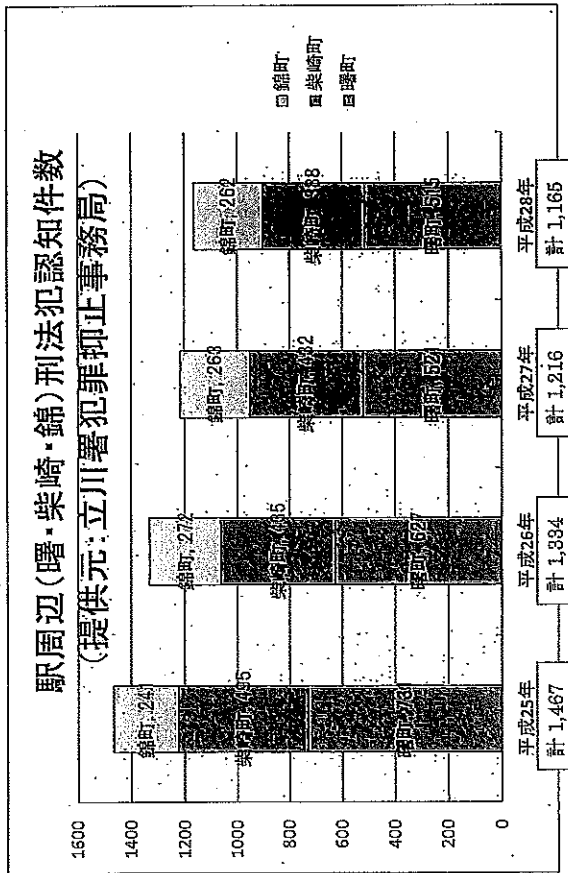
その他～立川駅周辺の安全安心に関する取り組みについて

名称	主な参加者	実施日	実施地区	内容
立川南環境改善まちづくり協議会 夜間パトロール	立川駅南口の商店会・自治会・青少年センター	毎週 金曜日	立川駅南口地区	夜間パトロール
あいあいパトロール隊 支部 夜間パトロール	あいあいパトロール隊 町支部・自治会連合会 町支部が中心	毎月1日・15日	立川駅北口地区	夜間パトロール
立川警察署管内警備隊連絡協議会（立警連） 夜間パトロール	立警連・立川警察署	毎月20日	立川駅南北	夜間パトロール
事業者パトロール	立川市・有志の事業者・立川警察署	毎月第2・3木曜	立川駅南北	夜間パトロール
密引き等防止市民指導員 夜間パトロール	密引き等防止市民指導員・立川市	年約50日	立川駅南北	夜間パトロール／つきまとい行為等の指導
立川市管理職職員 夜間パトロール	立川市（管理職職員と生活安全課員）	年約81日	立川駅南北	夜間パトロール／つきまとい行為等の指導
立川市安全安心パトロール	立川市安全安心パトロール指導員・同補助員	祝日を除く毎日	立川駅南北	デッキ・コンコースの警戒／パトロール／つきまとい行為等の指導
立川市安全安心パトロール	立川市職員	年約180日	立川駅南北を含む各区域	車両によるパトロール

立川駅周辺をめぐる状況について

★駅周辺の刑法犯認知件数について

駅周辺（曙町・柴崎町・錦町）の刑法犯認知件数は、いずれの地区も減少していますが、平成28年立川市内における侵入窃盗の被害は増加しており、地域の連携を強化し、犯罪に強いまちづくりを進める必要があります。



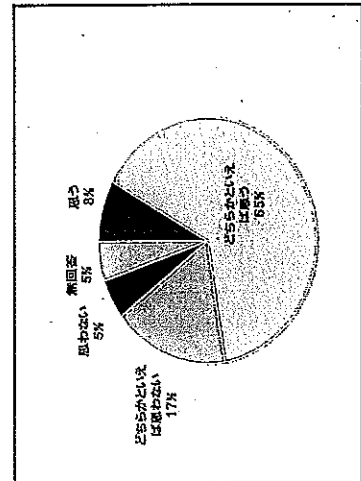
75

★駅周辺に関する市民アンケート結果（27年度・28年度比較について）

立川市では、無作為に抽出した市民の方を対象に各市政についてのアンケートを実施しております。下表は、「生活環境」項目のうち立川駅周辺に関するアンケートの回答です。

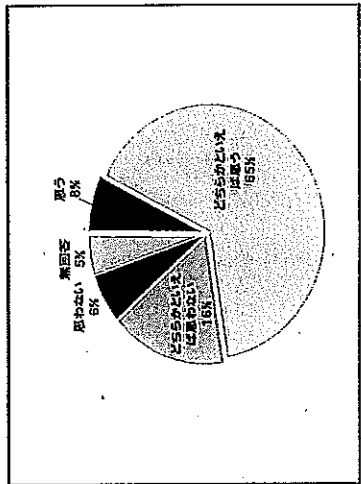
【27年度 市政アンケート】(26年度実績)

Q: 立川駅周辺の地域では、安全・安心の確保がなされていると思いますか？



【28年度 市政アンケート】(27年度実績)

Q: 立川駅周辺の地域では、安全・安心の確保がなされていると思いますか？



「安全・安心の確保がなされていると思わない」と答えた方の理由として、「人が多い」「客引きが多い」「駅周辺の治安が悪い」などが挙げられています。体感治安向上のためには、引き続き、当協議会、地域の方々、警察など関係機関が連携して防犯活動に取り組む必要があります。

たちかわ創生総合戦略 事業実施結果シート

整理番号	23	戦略番号	4	戦略の方向番号	(2)	事業名	避難所運営支援事業				
対応する戦略名		4. 交流と連携を広げ、安全・安心で暮らしやすいまちをつくる									
対応する戦略の方向		(2)地域や警察等の関係機関と連携し、立川駅周辺地域における市民や来街者の体感治安の向上を図るとともに、防災対策の推進など市民生活の一層の安全・安心の実現に努めます。									
事業概要		避難所運営連絡会の実施を支援するとともに、見直したマニュアルをもとに避難所運営訓練を行い、結果をマニュアルに反映させるなど、避難所運営組織が継続的かつ主体的に機能するよう支援します。									
事業実施状況		平成28年度は栄町・幸町・柏町の3地区を対象に、避難所運営連絡会を地区ごとに年4回開催し、7箇所の避難所運営組織の見直しとマニュアルの修正を行った。 また、平成28年度以前に実施した3地区についても訓練内容の検討や、訓練実施後の検証などに対して、地域事情を考慮しつつ職員による支援を行った。									
地方創生の観点から事業実施により得られた効果※		「たちかわ創生総合戦略」における本事業の重要業績評価指標(KPI)									
		指標名		マニュアルの見直しを実施した避難所数							
		単位	戦略策定時の値 (25年度)	27年度実績	28年度実績	29年度実績	30年度実績	31年度目標値			
		箇所	-	8	7 (累計15)	-	-	30 2015(平成27)年度～ 2019(平成31)年度累計			
		災害等により避難所を開設する事態になった際、地域住民が主体となる避難所運営組織が避難所を運営するとの認識を共有することにより、防災意識の向上が図られた。また、マニュアルの修正を通して避難所における役割やルールなどについての理解が深まり、地域防災力の向上に繋がった。									
上記効果に対し、地方創生の観点からの課題及び平成29年度の事業展開		課題	次年度以降も、各避難所運営組織が継続的かつ主体的に体制やマニュアルの見直しを行い、避難所運営訓練を行っていけるかが課題であり、今後も継続的な支援が必要である。								
		平成29年度の事業展開	平成29年度以前に実施した6地区については、修正したマニュアルをもとに避難所運営訓練を行う。また、新たに錦町、曙町、若葉町の3地区を対象に同様の取り組みを行う。								

避難の手引き〈地震編〉

避難所と避難場所 ～事前に確認しておきましょう～

避難所



役割 ①

自宅が倒壊、焼失してしまった方や
自宅での生活に危険が伴う方が、
一時的に「生活をする場所」

役割 ②

自宅で避難生活を送る在宅
避難者が、「支援物資や情報
を受け取る場所」

【開設基準】

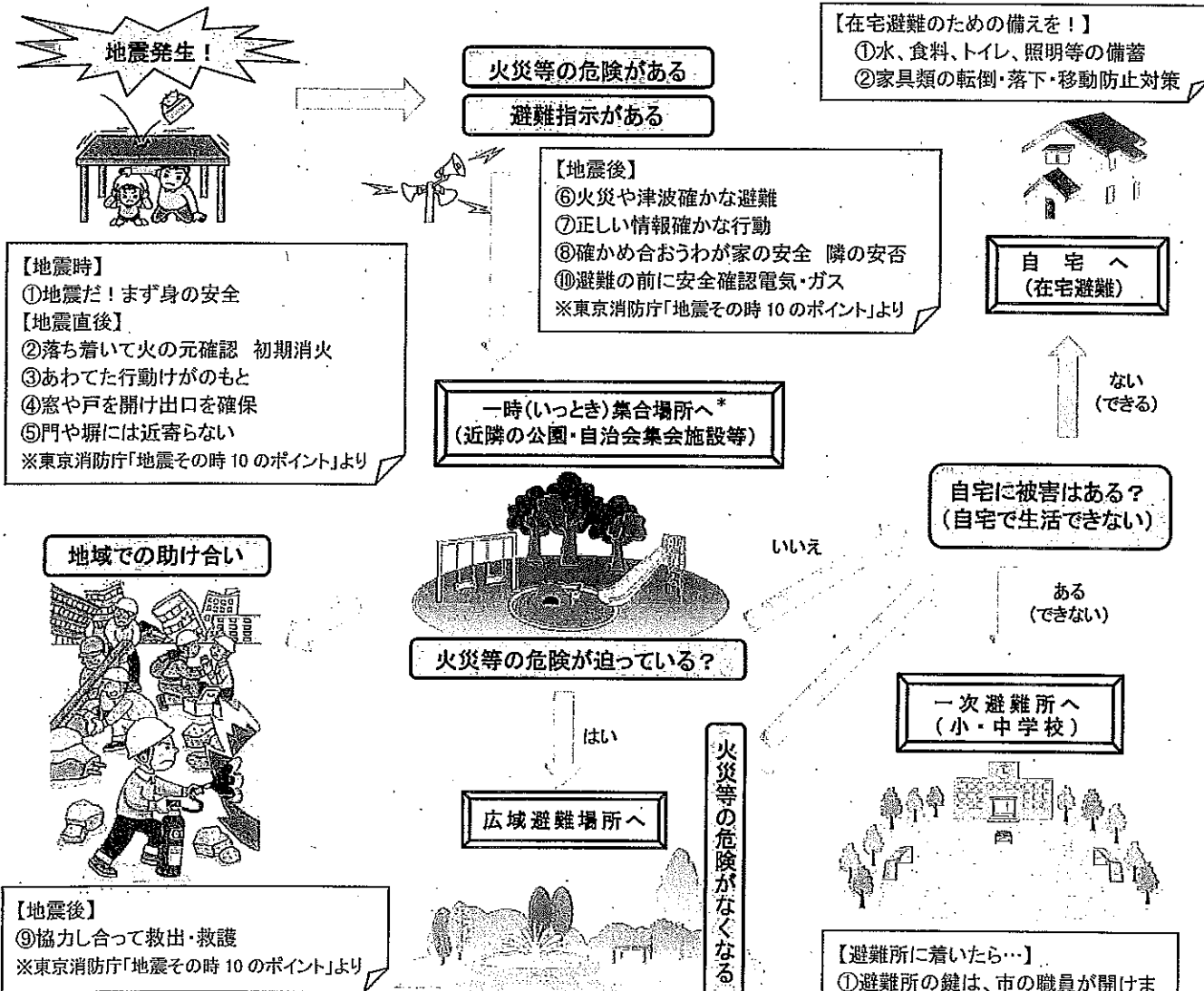
立川市では、市内で震度5強以上の地震が発生した場合、小中学校
(旧多摩川小学校を含む。)30か所が一次避難所として開設されます。

避難場所



火災などから身を守るために一時的に「避難をする場所」です。
(広域避難場所、近所の広い公園や農地など)

避難の流れ ～基本は、^{いっとき}一時集合場所を経由した「2段階避難」です～



* 地域の実情や災害の状況によっては、直接、一次避難所や広域避難場所へ避難します。(直接避難) ⇔ 2段階避難



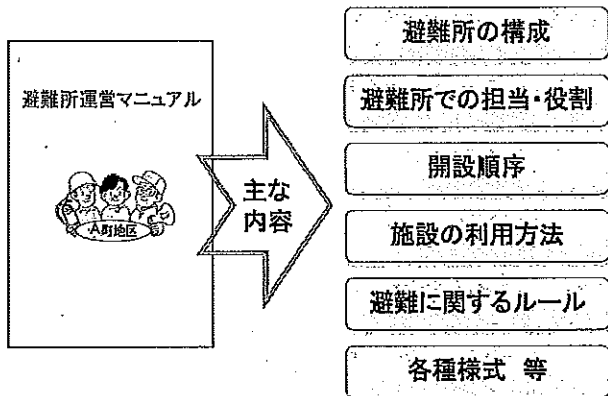
立川市

裏面へ

避難所の運営について〈地域住民・避難者編〉

避難所運営マニュアル

各一次避難所には、「避難所運営マニュアル」があります。避難時に活用してください。



なぜ、マニュアルが必要？

避難所は、被災者が一定期間生活を送る場所であるため、「被災者自らが行動し、助け合いながら避難所を運営する」ことが求められます。

ところが…



何をすればいいの？

誰がやるの？

いつやるの？



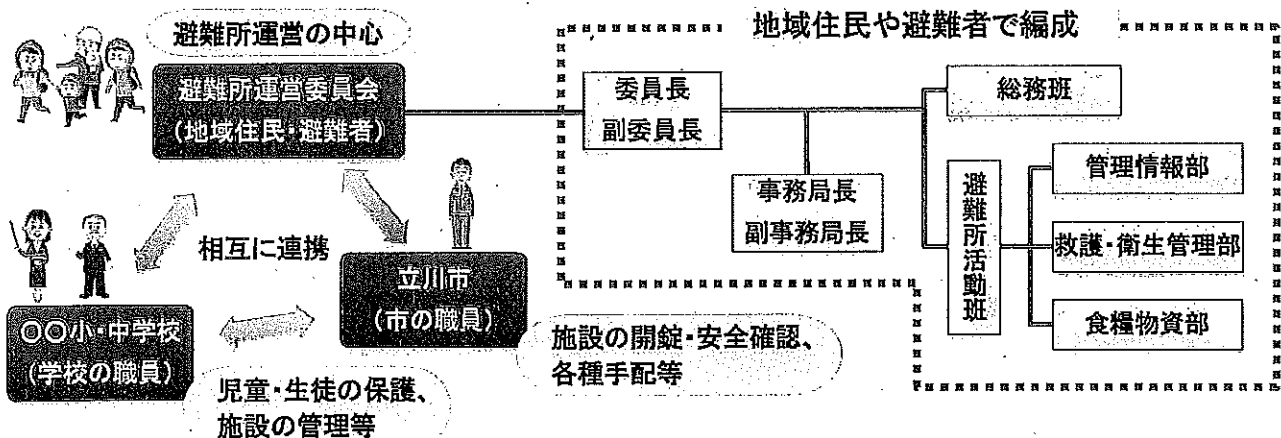
避難所には何があるの？

避難所の運営方法を熟知した人は少数…

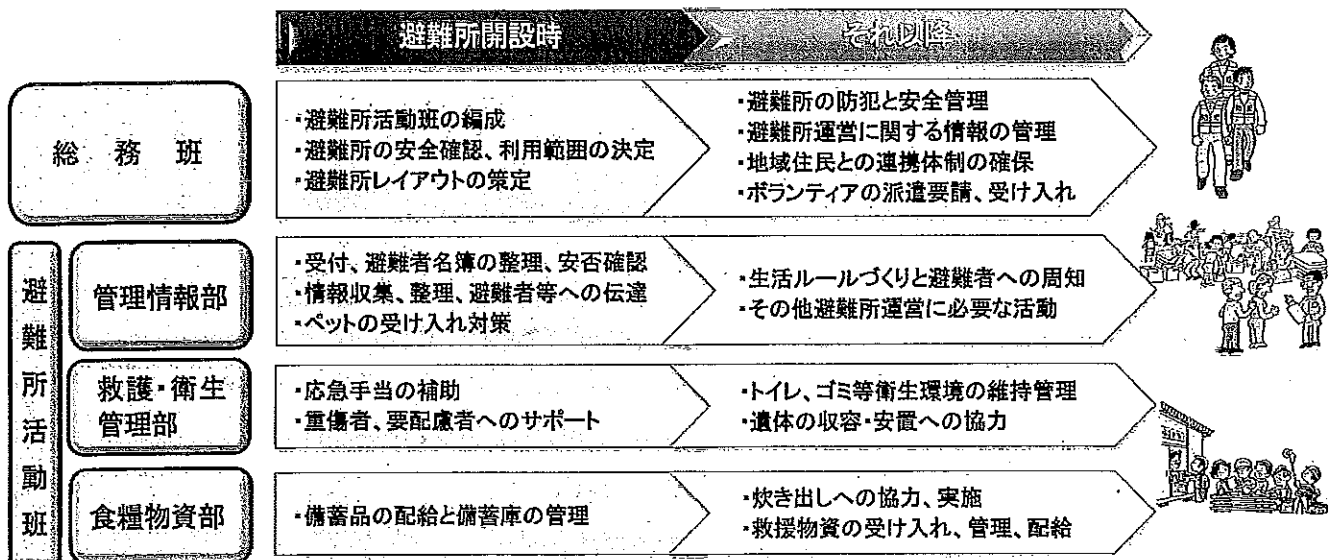
そこで

避難所運営マニュアル

避難所の構成 ～それぞれに役割があります～

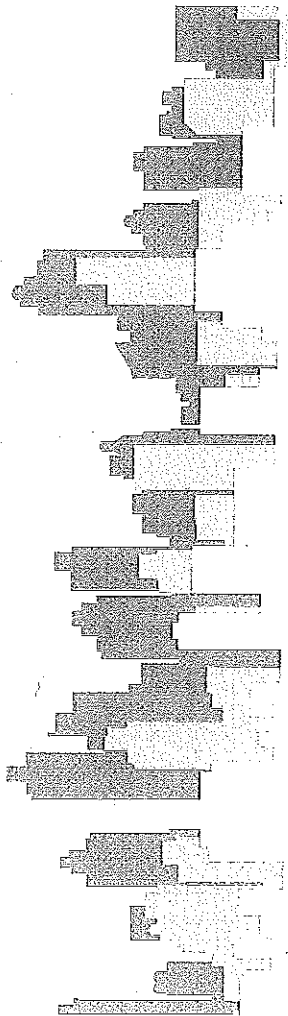


各班の主な役割・活動 ～避難所運営には、皆さんの協力が必要です～



たちかわ創生総合戦略 事業実施結果シート

整理番号	24	戦略番号	4	戦略の方向番号	(3)	事業名	公共施設有効活用等検討事業				
対応する戦略名		4. 交流と連携を広げ、安全・安心で暮らしやすいまちをつくる									
対応する戦略の方向		(3)道路をはじめとした都市インフラを含む公共施設等の多くは老朽化などが進んでいるため、計画的で効果的な保全や更新を図ることにより、安全・安心で暮らしやすいまちづくりを推進します。									
事業概要		公共施設あり方方針等を市民へ周知するとともに、地域別、分野別の方針を定める公共施設再編計画及び具体的な再編、再配置を定める第1期再編個別計画の策定に取り組み、当該計画の推進を図ります。									
事業実施状況		平成29年3月にインフラ施設等を含めた公共施設の基本的な考え方を取りまとめた公共施設等総合管理計画と、公共施設再編の市の考え方・方針を取りまとめる公共施設再編計画を策定した。									
地方創生の観点から事業実施により得られた効果※		「たちかわ創生総合戦略」における本事業の重要業績評価指標(KPI)									
		指標名		公共施設の老朽化に関心がある市民の割合							
		単位	戦略策定時の値 (25年度)	27年度実績	28年度実績	29年度実績	30年度実績	31年度目標値			
		%	—	48.0	49.6 (速報値)	—	—	70.0			
		今後の人口減少、施設の老朽化に対して、安全・安心な公共施設等の管理運営を行うために必要な、公共施設再編計画・公共施設等総合管理計画を策定した。また、再編計画を解説する動画を作成し、市民周知を図ることができた。									
上記効果に対し、地方創生の観点からの課題及び平成29年度の事業展開		課題	公共施設等を取り巻く環境、市の計画について市民理解を得るために、公共施設老朽化問題について周知の取組を継続的に進めるとともに、公共施設の再編を具体化することが必要である。								
		平成29年度の事業展開	具体的な再編ケースを定める第1期公共施設再編個別計画の策定や、再編を検討する市民ワークショップの開催を図る。								



イメージ図と動画で説明する

立川市公共施設再編計画

(概要版)



平成29年3月
立川市

立川市の公共施設の多くは昭和40年代から50年代にかけて、建設してきたため、老朽化が進んでいます。

しかし、今後、人口減少や厳しい財政状況が予測される中では、今あるすべての公共施設を建替えて、維持していくのは困難です。

その状況を受けて、立川市は平成26年度に、公共施設の再編を行っていく方針「立川市公共施設あり方方針」を定めました。

立川市公共施設再編計画は、公共施設の再編をどのように進めていくのか、再編検討の考え方と方針(ルール)を定めた計画です。

この冊子は立川市公共施設再編計画の主要なポイント(概要)を、イメージ図を使って説明したものです。

また、冊子で説明する内容を解説する動画を、「立川市動画チャンネル」にて公開しています。

解説動画の視聴方法は、下記の方法などにより、立川市のホームページにある公共施設再編計画のページから、ご覧になりたい解説動画の種類を選択してください。

パソコンの場合

- ①インターネットから立川市のホームページを選択
- ②サイト内検索で「公共施設再編計画」を入力
- ③公共施設再編計画のページからご覧になりたい解説のページを選択

スマートフォンの場合

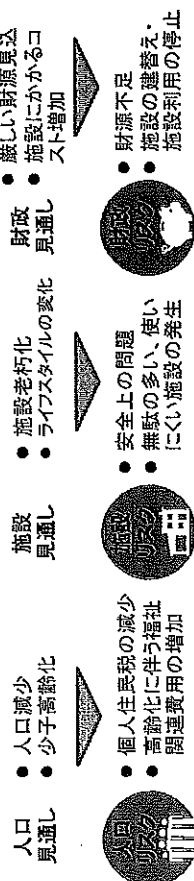
- ①この冊子のページをご覧いただき、各ページの上部にあるQRコードを読み取り
- ②公共施設再編計画の解説ページを表示し、動画を再生

Q なぜ公共施設の再編が必要なの？



A 市民向けのサービスが提供できなくなるリスクが顕在化・実質化する恐れがあること。しなやかに、前もって各の対策（リスクマネジメント）を講じる必要があるからです。

公共施設を取り巻く3つの将来リスク



リスク対応の方向性(公共施設あり方針)

3つの大方針

公共施設の「スリム化」機能・役割重視の再編・再編

地域の様々な公共施設へのさらなる展開

効果的な公共施設の運営

面積削減目標

40年後の公共施設面積の削減目標	面積削減目標
40年後の維持可能な公共施設の面積 ＝ 現在の面積の80% (約27万㎡)	面積削減目標 20% (約7万㎡)

Q 公共施設の再編とは何？

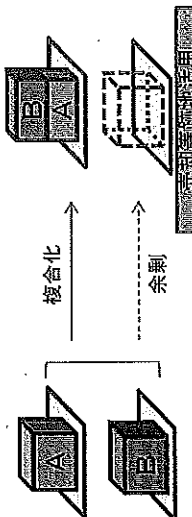


A 単に施設を廃止することだけではなく、様々な手法により効率的・経済的に施設の使い方を改善を見ることが公共施設の再編です。

再編手法①

【統合】

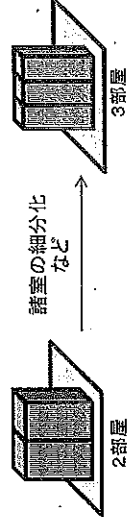
施設の現在地から機能が多岐にわたり、施設が廃止される再編パターン



再編手法②

【利用方法の見直し】

現在の施設の場所を移転せず、面積や施設の使い方を再編するパターン



再編手法③

【民間活用】

民間施設・民間の運営方法を活用して、サービスを担う再編パターン



再編手法④

【サービス提供方法の見直し】

事業のあり方や収益性、利用性等、施設担当の視点からサービスの提供方法を見直す再編パターン

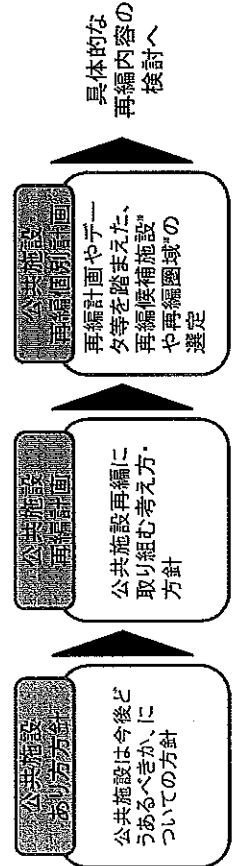


Q 公共施設の再編にはどのような取り組みが



A 公共施設あり方方針を踏まえて、公共施設再編計画を策定しました。今後、再編候補施設を絞り、公共施設再編個別計画の策定を進めます。

公共施設再編後の流れ



※再編候補施設：建替え、改修等のタイミングで、再編の方法を検討する施設
※再編区域：地域に根差した施設の再編を検討する範囲

公共施設再編計画とは？

今後発生するリスクを減らし、公共施設にかかるコスト削減とサービス向上の両立を実現するための基本となる考え方を取りまとめる計画（マスタープラン）を計画する。

公共施設再編計画の構成

目的	公共施設あり方方針の具体化による公共施設のコスト削減とサービス水準の維持を実現する。		
目標	公共施設再編個別計画の確になる施設再編の基本的考え方・方針（ルール）を定める。		
基本的考え方	1. 将来に向けた資産配分 2. 再編区域と機能配置 3. 地域の核となる施設 4. 時代のニーズに対応する機能再編・運営		
再編方針	分野別大方針	地域別大方針	各区域の検討の方向性
その他	今後の取組方針、スケジュール ※機能：目的を実現するための施設の使い方や行動、施設の担っている役割、場所の提供方法		

Q 再編計画の対象施設と期間は？

公共施設再編計画の対象施設

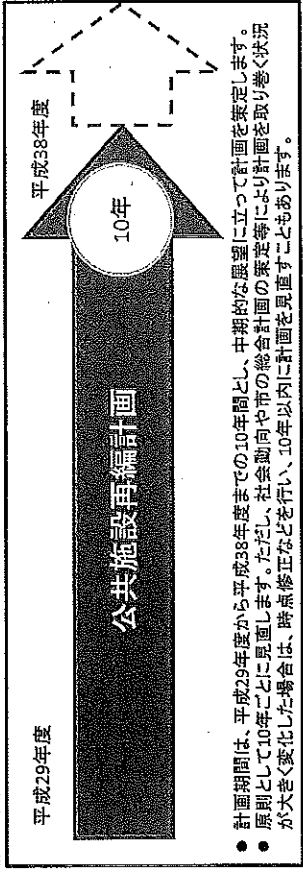
再編計画の対象となる施設は、主に、市民が行政サービスを受けるために利用する施設とします。

対象施設

具体的な施設種類				
小学校	旧多摩川小学校	児童館	総成館	
中学校	福祉会館	ドリーム学園	連絡所	
学校給食共同調理場	たましんRISURUホール（市民会館）	総合福祉センター	窓口サービスセンター	
学習等共用施設	歴史民俗資料館	地域福祉サービスセンター	市役所	
地域学習館	図書館	健康会館	斎場	
女性総合センター	保育園	福祉作業所		
子ども未来センター	学童保育所	市民体育館		

公共施設再編計画の計画期間

公共施設再編計画は10年間の事情の考え方を取りまとめる計画とし、社会動向等の変化に合わせて改定します。





Q 公共施設再編はどのような考え方で進めるの？

A 公共施設再編のルールを考えるための基本的な市の考え方として、以下の4つを取りまとめた。

1 将来に向けた資産配分

- ① 現在と未来の負担の均衡
- ② 人口構造を踏まえた偏りの少ない再編
- ③ 時代の変化を踏まえた段階的な再編

2 再編圏域と機能配置

- ① 施設を再編する圏域
- ② 「コア」と「サテライト」*による配置構成
- ③ 全市施設*の保有する機能の再編

3 地域の核となる施設

- ① 地域の核となる施設のイメージ
- ② 地域の核となる施設

4 時代のニーズに対応する機能再編・運営

- ① 施設と機能の分離・機能の見直しによる再編
- ② 公と民の役割分担

※コア(施設):各圏域の市民利用の中心となる役割を持つ地域の核となる施設
 ※サテライト(施設):コア施設を補完するために必要とされる施設
 ※全市施設:市内に一つ、または二つしかない施設(市役所、市民会館など)

1 将来に向けた資産配分

- ・ 次世代の市民も大きな負担をしないよう再編を考えます。
- ・ 一部の人口・地域別利用の偏りがない、偏りの少ない再配分を考えます。
- ・ 現在実行すること、将来考えることを整理して計画的に取り組めます。

① 現在と未来の負担の均衡

安全な施設を引き継ぎ、次世代の市民に過度な負担が残らないように、現在と未来の負担の均衡を図ります

② 人口構造を踏まえた偏りの少ない再編

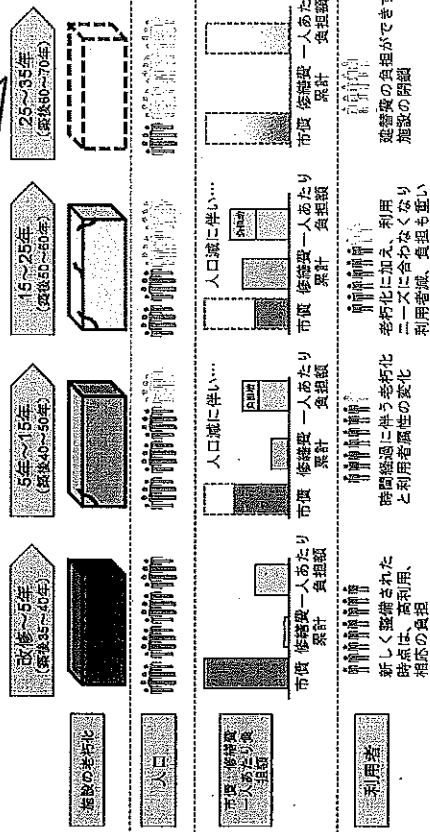
地域の公共施設の配置は、将来の人口構造を踏まえ、一部の人口・地域に配置が偏らないように施設再編を行います

③ 時代の変化を踏まえた段階的な再編

時代の変化を踏まえながら、短期的には施設の床利用の効率化や機能のあり方の検討、再編のモデル検証を行い、中期的には複合化等を実践し、段階的に施設の再編を進めます

《イメージ》施設を取り巻く環境の変化

将来世代の負担を考え、改修工事のタイミングに合わせて再編方法を検討しないと、将来運営等ができなくなる

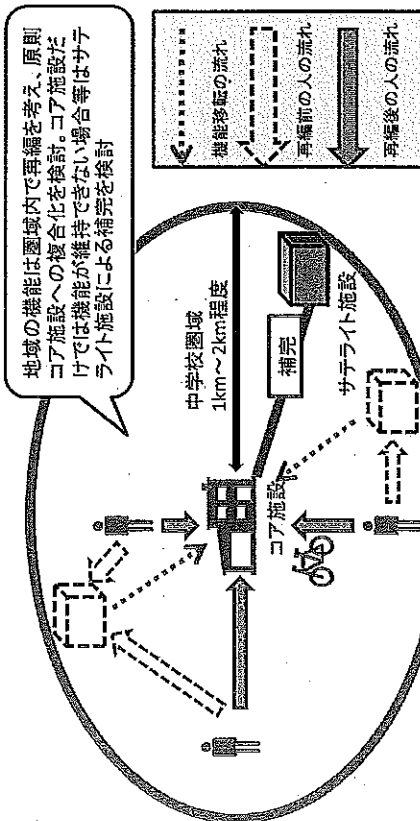


2 再編圏域と機能配置

- ・地域の施設は中学校校区を念頭に、原則、徒歩・自転車圏域での再編を考えます。
- ・地域の施設を、地域の核となる「コア施設」と「サテライト施設」に分けて再編を考えます。
- ・市内に1〜2つしかない施設は、圏域の範囲に関わりなく再編を考えます。

- ①施設を再編する圏域
地域に必要な機能を再編する圏域は、中学校区を念頭に、徒歩・自転車圏域で通える範囲とし、原則として当該圏域内で再編を行います
- ②「コア」と「サテライト」による配置構成
原則として地域施設の再編は、地域の核として様々な目的の機能・設備を集約する「コア施設」と、地域コミュニティを柱にコア施設を補完する「サテライト施設」による配置構成とします
- ③全市施設の保有する機能の再編
市内に1〜2つしかない全市施設は、地域に根差した機能が、圏域に関わりなく全市民を対象に座落する機能を考え、機能再編を検討します

《イメージ》公共施設の再編圏域とコア・サテライト施設の関係



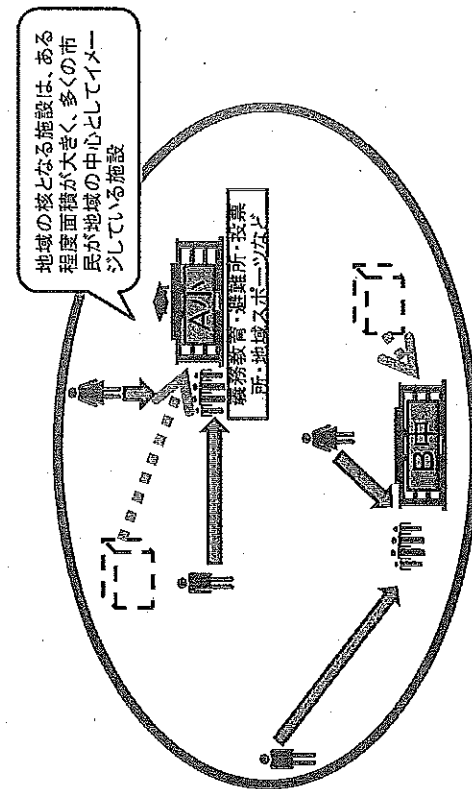
8

3 地域の核となる施設

- ・施設を通じて、施設利用者、子ども、高齢者、地域住民等様々な人が出会い、集い、人とのつながりを受ける場所を目指します。
- ・地域に根差した学校等の大型施設を中心に再編を考えます。

- ①地域の核となる施設のイメージ
施設を通じて施設利用者、子ども、高齢者、地域住民等、様々な人が出会い、集い、人とのつながりを受ける場所を目指します
- ②地域の核となる施設
地域の核となる施設として、地域に根差した学校等の大規模施設を中心に再編を行います

《イメージ》地域の核となる施設のイメージ

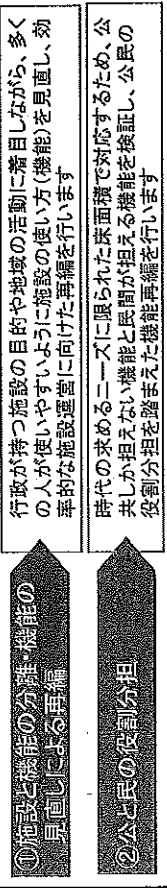


9

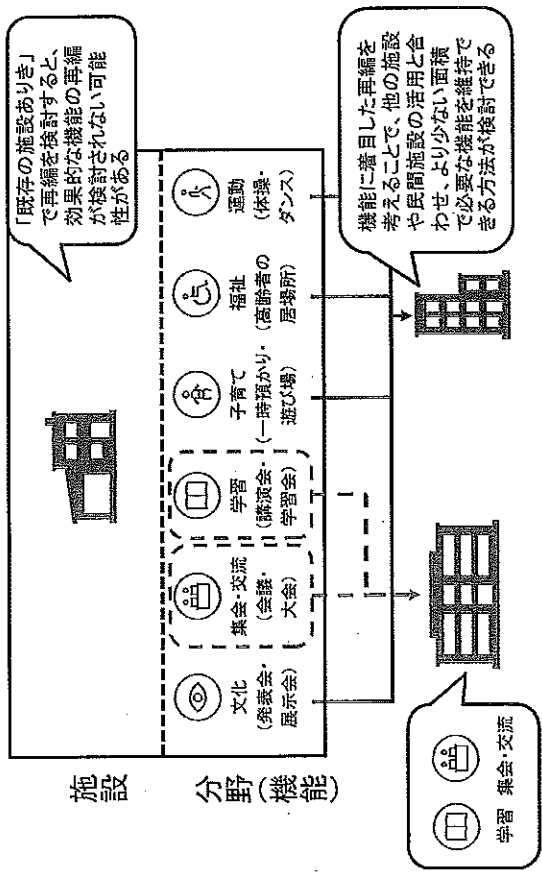
4

時代のニーズに対応する機能再編・運営

- 施設の使い方・機能を見直し、効果的な施設運営ができる再編を考えます。
- 公共しか抱えない機能と民間が担える機能を考え、公民の役割分担を踏まえた再編を考えます。



「イメージ」施設の使い方(機能)に着目した施設再編

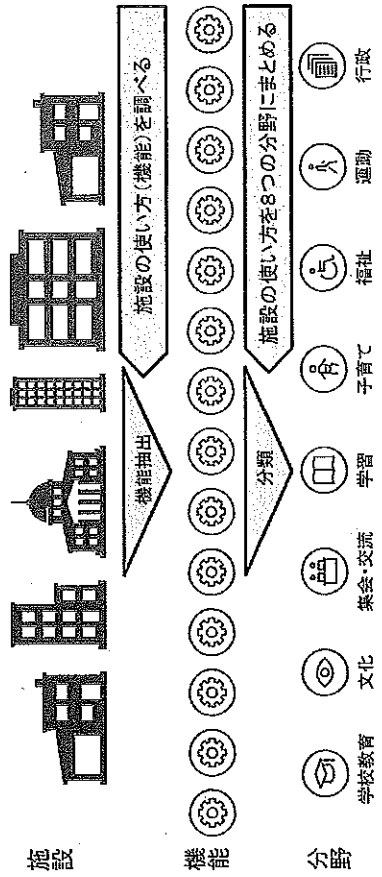


Q 公共施設再編はどのようなルールで行うの？

A 公共施設の使い方・目的・機能面と、地理的特性である「圏域」面を分けて、再編方針を取りまとめました。これらの方針は、今後の具体的な施設再編を実施する際に踏まえる重要な項目・方向性となります。

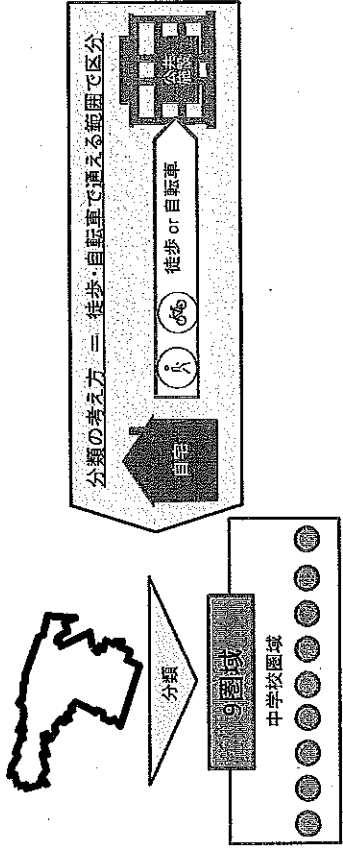
分野別方針の検討方法(分析方法のイメージ)

公共施設の持つ主な機能(施設の使い方)を8つの「分野」に分類し、分野ごとに特性を分析



地域別方針の検討方法(分析方法のイメージ)

市域を徒歩・自転車で行き通える中学校区域を念頭に置いた9つの圏域に分類し、圏域毎に特性を分析





再編方針の構成

再編方針

今後、具体的な再編を検討する際に、各分野・各圏域にまたがる今後の検討の方向性を示す「大方針」と「検討の方向性」で構成される、公共施設の再編の検討ルール

分野別大方針

各機能共通の重点的な検討項目と検討の方向性

各分野の検討の方向性

個別の施設が保有する機能面の検討項目と方向性

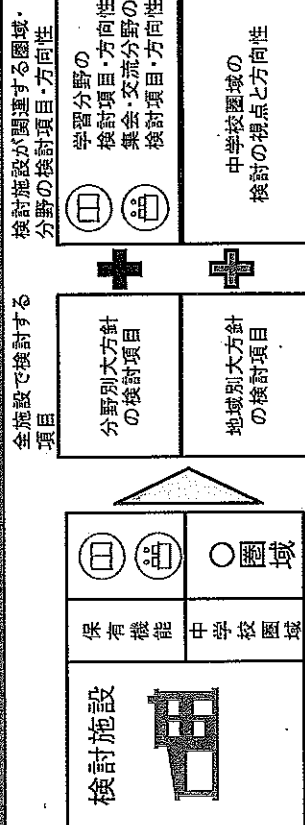
地域別大方針

各圏域共通の重点的な検討項目と検討の方向性

各圏域の検討の方向性

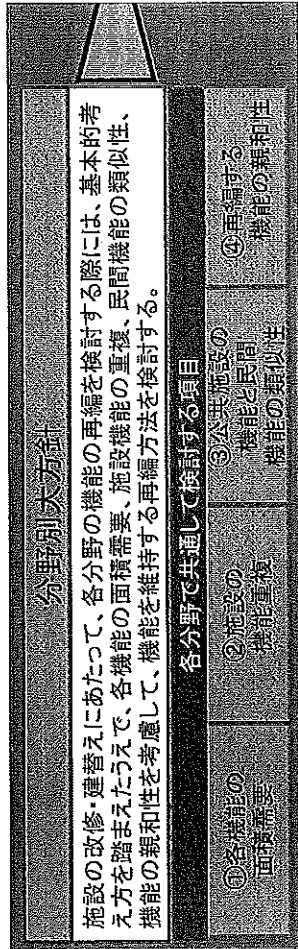
地域施設を検討する際の検討の視点と方向性

「イメージ」地域施設の今後の検討項目イメージ

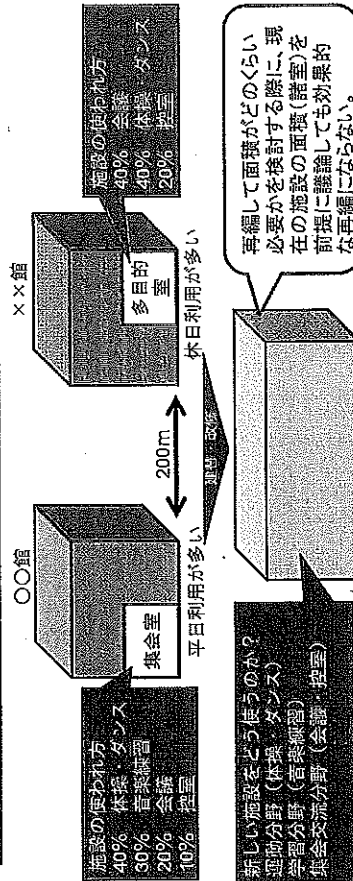


Q 分野別方針って何？

A 建物を維持できるかという観点ではなく、「○○する場所」という施設の使い方（機能）を維持できるかという観点で検討するためのルールです。
今後の再編検討では、具体的に各施設が持つ機能について、大方針で示す検討項目・方向性と、機能を8つの分類した各分野の検討の方向性を踏まえます。



機能の検討のイメージ



今後の施設再編は限られた面積・費用の中で、できる限り機能を維持する「新しい施設の使い方」を考えて取り組むことが大切です。

Q 地域別方針って何？

A 地域に相違した施設(地域施設)について、各圏域の将来の必要面積量や、土地の広がりから再編方法を検討するためのルールです。
今後の再編検討では、具体的に各施設の属する圏域について、大方針で示す接点項目、方向性など、市内を9つの区分した各圏域の検討の方向性を踏まえます。

地域別方針

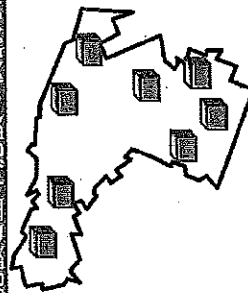
- ✓ 再編検討は市内全圏域を対象とし、施設の総合劣化度を踏まえて、老朽化している施設の改修・建替え予定を念頭に、計画的に再編の検討を行う。また、過去と現在、将来予測の変動が著しい圏域については、再編計画の考え方だけでなく、地域のまちづくりの考え方を踏まえ、集中的に再編の検討を行う。
- ✓ 圏域内の施設の再編を検討する方向性については、地域の人口動向や、土地・施設の面積、圏域内の施設配置、施設需要の変化、圏域内の建物の老朽化度に着目した検討を行う。

各圏域で共通して検討する項目

- ①人口動向の推移と将来人口と施設需要の相違
- ②土地の広さと施設面積需要との相違
- ③施設老朽化率

図域の検討順序の並び方と図域の人口等の変化が大きい場合の再編検討の視点
学校等の大規模施設の改修時期
に含ませて再編を検討

地域施設と全市施設の検討方法



地域施設の役割は、公共施設間の距離や地域ごとの特性等から原則圏域内の機能の再編を検討します。

全市施設の検討は圏域に関わらず、交通の利便性やコスト、周辺施設の状態等から再編を審議します。

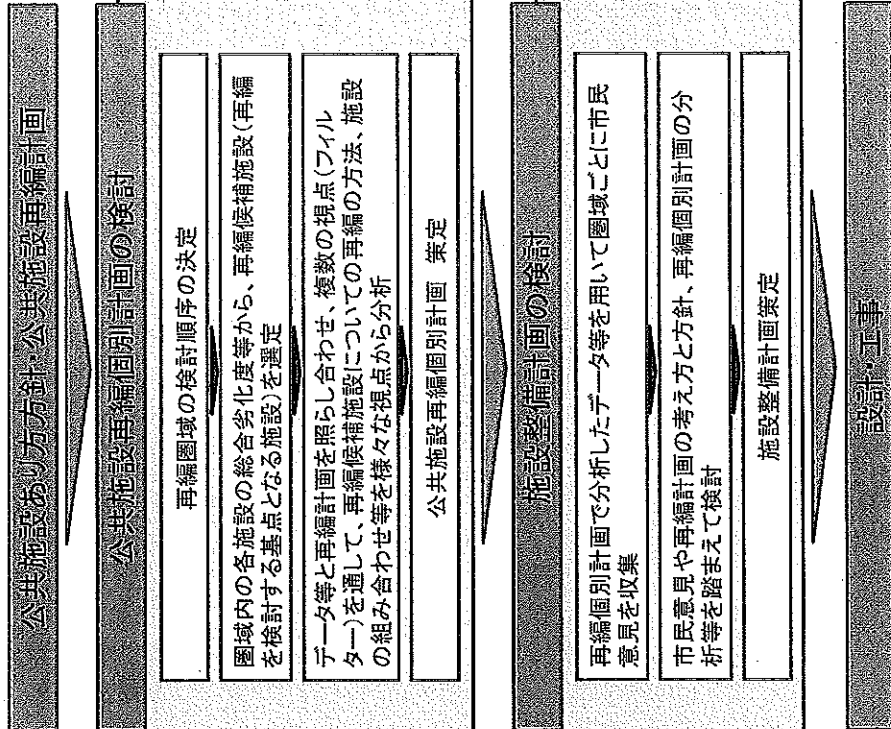
地域に相違した施設(地域施設)は圏域ごとに、市内に一つ、又は二つしかない施設(全市施設)は市内全域で再編を検討します。

機能の再編方法を検討するための方向性など

分野	検討の方向性
学校教育 	学校の適正規模など教育の基本的な考え方や、児童・生徒の防犯・安全を踏まえ、多世代交流を重視した機能再編
文化 	全市施設と地域施設の発達の場の特性の違いを踏まえた再編と、文化の保存と展示に必要な床を考慮した再編
集会・交流 	施設の配置バランスを考慮した地域施設の再編と、公民の役割を考慮した全市施設の再編
学習 	様々な場所における学習の場の提供と、使いやすい貸出し・利用方法を考慮した再編
子育て 	民間活力の導入を重視した機能再編と、子どもの利用に着目した機能再編
福祉 	超高齢化社会に対して時代の変化や地域のかかわりをとらえた、民間の力を活用する再編
運動 	高齢化により変化が与えられる軽度の運動の需要に対応した地域施設の再編と、民間活力を踏まえた全市施設の再編
行政 	行政窓口や防災拠点のあり方を踏まえた機能再編

Q 今後どのように進めていくの？

A 今後は再編を具体的に進めるため、再編を検討する区域の順序や再編候補となる施設の選定、再編の方法を分析する、公共施設再編個別計画を策定します。その後、幅広く市民のご意見を収集しながら、具体的な再編の実施内容を検討します。



区域ごとの再編方法を検討するための方向性など

区域名	検討の方向性
第一中学校 区域	- 第一小学校通学圏に伴う複合化が実施されており、中期的な再編を検討する区域。 - 地域施設の再編は人口推計、個別施設の分析を踏まえて、コスト・面積のスリム化を検討する必要がある。 - 全市施設は、早期から改修等の時期に向けた管理の手法や施設のあり方を検討する必要がある。
第二中学校 区域	- コア施設の老朽化の進行に合わせて、短期的な再編を検討する区域。 - 地域施設の再編では、人口減少が顕著ではないため、複合化や管理手法の見直し等による区域の総床面積のスリム化の検討が必要となる。 - 全市施設は、早期から改修等の時期に向けた管理の手法や施設のあり方を検討する必要がある。
第三中学校 区域	- 第六小学校の大規模改修が実施されている。区域の多くの施設の老朽化が進んでいるため、短期的な再編を検討する区域。 - 短期的な人口減少は顕著ではないが、中期的な人口減少が見込まれることから、個別施設の分析を踏まえ、減築・複合化等様々な手法による区域の総床面積のスリム化の検討が必要となる。 - 全市施設は、早期から改修等の時期に向けた管理の手法や施設のあり方を検討する必要がある。
第四中学校 区域	- コア施設の老朽化の進行が比較的に遅いため、中期的な再編を検討する区域。 - 人口推計や、生産緑地の宅地化、老朽化団地の建替え等による人口構成の変化、個別施設の分析を踏まえ、コスト・面積のスリム化を検討する必要がある。 - 第九小学校の大規模改修が実施されており、残りのコア施設等について、短期的な再編を検討する区域。
第五中学校 区域	短期的な人口減少が顕著ではないが、中期的な人口減少が見込まれる。土地面積も広いことから、生産緑地の宅地化や、老朽化団地の建替え等による人口構成の変化、個別施設の分析を踏まえ、減築や管理手法の見直し等の手法による、区域の総床面積のスリム化の検討が必要となる。
第六中学校 区域	- 第八小学校の大規模改修が実施されており、残りのコア施設等について、中期的な再編を検討する区域。 - 地域施設の再編は、人口推計、個別施設の分析を踏まえて、コスト・面積のスリム化を検討する必要がある。 - 全市施設は、早期から改修等の時期に向けた管理の手法や施設のあり方を検討する必要がある。
第七中学校 区域	- コア施設の老朽化の進行に合わせて、短期的な再編を検討する区域。 - 中期的な人口減少はあまり見込まれず、土地面積も広いことから、生産緑地の宅地化や、老朽化団地の建替え等による人口構成の変化、個別施設の分析を踏まえ、減築や複合化、管理手法の見直し等の手法による、区域の総床面積のスリム化の検討が必要となる。
第八中学校 区域	- 今後の老朽化の進行に合わせて、中期的な再編を検討する区域。 - 人口推計や、生産緑地の宅地化、老朽化団地の建替え等による人口構成の変化、個別施設の分析を踏まえ、コスト・面積のスリム化を検討する必要がある。 - 全市施設は、早期から改修等の時期に向けた管理の手法や施設のあり方を検討する必要がある。
第九中学校 区域	- 学校統合や、清掃工場の移転等、公共施設を取り巻く環境から大きな変化が見込まれる区域。 - 人口減少期を既に迎えており、今後も緩やかに継続することが見込まれ、土地面積も狭いことから、生産緑地の宅地化や、老朽化団地の建替え等による人口構成の変化を踏まえ、再編だけでなく、まちづくりという大きな視点での検討が必要となる。